

米子市監査委員告示第2号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月12日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

（1）建築相談課

（2）こども施設課

3 監査対象の概要

（1）建築相談課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 建築物等の建築確認に関すること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき特定行政庁として処理すべき事務に関すること。

ウ 建築審査会に関すること。

エ 地区計画の区域内における建築物の制限に関すること（総合政策部都市創造課の所掌に属する事項を除く。）。

オ 娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限に関すること（総合政策部都市創造課の所掌に属する事項を除く。）。

カ 米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関すること。

- キ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の規定に基づく優良住宅及び優良宅地の認定（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年鳥取県条例第 35 号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定めるところにより市が処理することとされたものを含む。）に関すること。
- ク 住宅金融支援機構受託業務に関すること。
- ケ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関すること。
- コ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関すること。
- サ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関すること。
- シ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関すること。
- ス 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）の規定に基づく事務に関すること。
- セ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 76 号）の規定に基づく事務に関すること。
- ソ 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）の規定に基づく事務に関すること。
- タ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に基づく事務に関すること。
- チ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）の規定に基づく事務に関すること。
- ツ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の規定に基づく事務に関すること。
- テ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の規定に基づく事務に関すること。
- ト 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく開発行為に係る事務に関すること。

ナ 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県福祉のまちづくり条例（平成２０年鳥取県条例第２号）の規定に基づく事務に関すること。

ニ 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県地球温暖化対策条例（平成２１年鳥取県条例第３６号）の規定に基づく事務に関すること。

ヌ 景観形成に係る企画調整に関すること。

ネ 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）及び鳥取県屋外広告物条例（昭和３７年鳥取県条例第３１号）の規定に基づく事務に関すること。

ノ 土地区画整理事業に係る証明及び確認に関すること。

また、令和６年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和６年１０月末日現在）は、別表１のとおりであった。

（２）こども施設課の課及び担当の配置は別図２のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

○こども総本部こども施設課

ア 認定こども園並びに保育所、児童遊園地及び児童館に関すること。

イ 放課後児童対策事業に関すること。

ウ 児童文化センターに関すること。

○教育委員会事務局こども施設課

ア 学校教育施設の整備計画に関すること。

イ 学校教育財産の取得、処分及び管理に関すること。

また、令和６年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和６年１０月末日現在）は、別表２及び別表３のとおりであった。

４ 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

５ 監査の実施内容

（１）監査の範囲

主として令和６年４月１日から同年１０月末日までに執行された財務に関する事務

（２）監査の期日

令和６年１２月２５日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所にて述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 建築相談課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、次の不適切な処理があった。

(a) 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 調定金額を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(c) 納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

c 県支出金においては、適正に処理されていた。

d 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 釣銭資金の管理事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務

建築相談課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

(2) こども施設課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 旅行命令（依頼）書を作成していないものがあったので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 出張復命書を作成していないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 出張復命書の提出を遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 私有自動車公務使用簿を提出していないものがあったので、米子市私有自動車の公務使用に関する規程（平成17年米子市訓令第46号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

e 私有自動車公務使用簿において、車両ナンバーの記載が漏れているものがあったので、米子市私有自動車の公務使用に関する規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

f 私有自動車公務使用簿の使用年月日と市内旅行命令簿の旅行日が一致しないものがあったので、米子市私有自動車の公務使用に関する規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、納入期限を誤っているものがあつ

たので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、文書を収受していないもの及び調定をしていないものがあったので、米子市文書取扱規程（平成17年米子市訓令第4号）及び米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 財産収入においては、納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 寄附金においては、適正に処理されていた。

e 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、次の不適切な処理があった。

a 随意契約事由に該当しないにもかかわらず、随意契約をしているものがあったので、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 同一施設での修繕業務を分割発注しているものがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び米子市契約規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(キ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 委託料に関する支出事務については、次の不適切な処理があった。

a 支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 同一施設での委託業務を分割発注しているものがあったので、米子市契約規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、支出負担行為決議書を作成していないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(コ) 工事請負費に関する支出事務については、次の不適切な処理があった。

a 同一施設での小規模修繕工事を分割発注しているものがあったので、米子市契約規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 現年度予算で執行すべき修繕工事を繰越明許費から執行しているものがあつたので、地方自治法の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 支出科目を誤っているものがあつたので、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（サ）備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

（シ）負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

（ス）償還金、利子及び割引料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

（セ）公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務

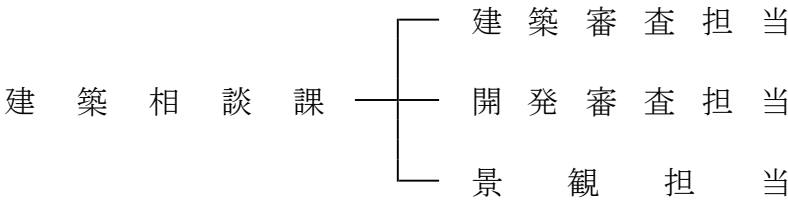
こども施設課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合していないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 物品の管理事務

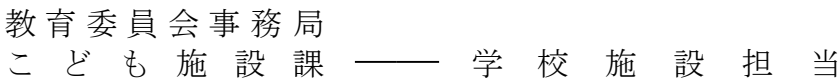
（ア）備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（イ）郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 1 組織図（建築相談課）



別 図 2 組織図（こども施設課）



別 表 1（建築相談課）

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年10月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B－C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
総 務 手 数 料	28,000	21,240	19,900	1,340	71.1	93.7
土 木 手 数 料	13,135,000	6,517,300	6,470,500	46,800	49.3	99.3
土木費国庫補助金	23,189,000	17,390,000	0	17,390,000	0.0	0.0
土木費県補助金	13,755,000	9,737,000	0	9,737,000	0.0	0.0
雑 入	4,000	80	80	0	2.0	100.0
合 計	50,111,000	33,665,620	6,490,480	27,175,140	13.0	19.3

歳 出			(単位：円・パーセント)			
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B
都 市 計 画 総 務 費	1,003,000	238,053	223,923	779,077	22.3	94.1
建 築 指 導 費	109,249,000	46,466,184	37,980,338	71,268,662	34.8	81.7
合 計	110,252,000	46,704,237	38,204,261	72,047,739	34.7	81.8

別 表 2 (こども総本部こども施設課)

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和6年10月末日現在)

歳 入		(単位：円・パーセント)					
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B ー C 収 入 未 済 額	C／A	C／B	
民 生 使 用 料	197,000	122,176	122,176	0	62.0	100.0	
教 育 使 用 料	11,000	13,380	13,380	0	121.6	100.0	
民生費国庫補助金	478,000	0	0	0	0.0	—	
民生費県補助金	680,000	0	0	0	0.0	—	
財 産 貸 付 収 入	49,000	55,158	55,158	0	112.6	100.0	
雑 入	17,538,000	7,986,258	7,975,758	10,500	45.5	99.9	
民 生 費	891,600,000	0	0	0	0.0	—	
合 計	910,553,000	8,176,972	8,166,472	10,500	0.9	99.9	

歳 出		(単位：円・パーセント)					
費 目	A	B	C	A	C	C／A	C／B
	予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	予 算 残 額			
児 童 福 祉 総 務 費	778,947,000	512,733,740	511,437,380	267,509,620		65.7	99.7
子ども・子育て支援費	2,236,537,000	1,627,721,413	1,125,371,240	1,111,165,760		50.3	69.1
児 童 福 祉 施 設 費	34,500,000	19,007,494	18,015,643	16,484,357		52.2	94.8
児童文化センター費	82,318,000	81,540,472	63,401,272	18,916,728		77.0	77.8
合 計	3,132,302,000	2,241,003,119	1,718,225,535	1,414,076,465		54.9	76.7

別 表 3（教育委員会事務局こども施設課）
 令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年10月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B － C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
教 育 使 用 料	10,356,000	6,330,709	6,002,879	327,830	58.0	94.8
教育費国庫補助金	162,843,000	207,451,000	0	207,451,000	0.0	0.0
教 育 費 寄 附 金	0	1,027,600	0	1,027,600	—	0.0
雑 入	1,652,000	999,622	865,081	134,541	52.4	86.5
教 育 債	698,300,000	0	0	0	0.0	—
合 計	873,151,000	215,808,931	6,867,960	208,940,971	0.8	3.2

※繰越額を含む。

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A － C 予 算 残 額	C／A	C／B
事 務 局 費	44,703,000	30,141,903	2,879,855	41,823,145	6.4	9.6
小 学 校 費	575,900,000	315,249,219	265,894,018	310,005,982	46.2	84.3
小 学 校 管 理 費	59,386,000	34,033,943	30,547,001	28,838,999	51.4	89.8
小 学 校 費	574,955,400	510,176,530	450,005,224	124,950,176	78.3	88.2
小 学 校 管 理 費	281,768,000	163,639,207	125,877,192	155,890,808	44.7	76.9
中 学 校 費	34,758,000	20,228,930	19,016,457	15,741,543	54.7	94.0
中 学 校 管 理 費	384,385,000	276,272,023	121,482,884	262,902,116	31.6	44.0
中 学 校 管 理 費	1,703,000	250,612	250,612	1,452,388	14.7	100.0
保 健 体 育 総 務 費	1,957,558,400	1,349,992,367	1,015,953,243	941,605,157	51.9	75.3
合 計	1,957,558,400	1,349,992,367	1,015,953,243	941,605,157	51.9	75.3

※繰越額を含む。